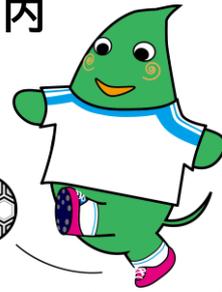


【令和3年度】大和市放課後児童クラブ入会案内

おおきくなあれ



児童クラブに入会している間は、この冊子を保管しておいてね！

令和3年度放課後児童クラブ入会受付は、次のとおりです。

児童の健康状況や生活の様子などをお尋ねしますので、

代理の方や郵送による申請は出来ません。また、書類の記入漏れや

大和市イベントキャラクター ヤマトン

不足があった場合には、申請の受付が出来ませんので、あらかじめご了承ください。

なお、申請時点で過去の育成料に未納がある場合は、納付確認後に入会審査を行います。

4月から入会を希望する方

集中募集期間 令和2年11月27日(金)～12月13日(日)

※集中募集期間を過ぎての申請の場合、ご希望の入会日からご利用いただけない場合があります。

入会審査結果 令和3年2月下旬までに通知します

<申請時の注意事項>

- ・必要添付書類(3～4頁参照)の提出を含め、集中募集期間を過ぎた後に申請された方の入会審査は、期間内に申請した方の審査終了後に行います。
- ・先着順ではありません。集中募集期間内に申請のあった児童のうち、入会の優先順位が高い児童(低学年)から順次承認します。

【新規入会】

時間	午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日も受付します。
場所	こども・青少年課(大和市市民活動拠点ベテルギウス内) 大和市深見西1-2-17 ※年末年始(12月29日～1月3日)のほか休館日(毎月第3月曜日)は受付しません。

【継続入会】

時間	各児童クラブ開所時間 ※日曜、祝日及び出席児童がいない日は閉所。
場所	入会中の各児童クラブ
備考	児童クラブへ入会していない兄弟姉妹が入会を希望する場合は、入会中の各児童クラブではなく、こども・青少年課に兄弟姉妹全員分を提出してください。

夏休み期間のみ入会を希望する方

集中募集期間 令和3年 5月10日(月)～ 5月31日(月)

※休館日(毎月第3月曜日)は受付しません。

※集中募集期間を過ぎての申請の場合、ご希望の入会日からご利用いただけない場合があります。

入会審査結果 令和3年7月上旬までに通知します

※受付の時間と場所は、4月から入会を希望する方と同じです。

令和3年度の途中から入会を希望する方

受付期間 入会開始希望日の1か月前から

審査結果 申請日から2週間程度で通知します。

(入会日は、申請があった日から原則2週間後以降となります。)

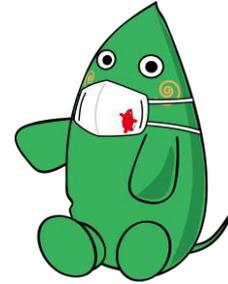
※受付の時間と場所は、4月から入会を希望する方と同じです。

1 児童クラブの概要

大和市では、保護者が就労や疾病等により放課後等に健全な育成を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供してその健全な育成を図ることを目的に、放課後児童クラブを開設しています。なお、児童クラブは集団生活の場であり、個別に児童の保育をすることはできません。また、看護師の資格を持った職員はおりませんので、医療行為(投薬等)を必要とする児童は入会できません。

(1) 開所日、開所時間など

- ・月曜日～金曜日 放課後 ～午後7時まで
 - ・土曜日及び学校休業日(夏休みなど) 午前8時～午後7時まで
- ※日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)及び市長が認めた日(災害等による学校の臨時休校日等)は閉所です。



(2) 指導内容

資格を持った支援員等が、家庭や地域の方々などの理解や協力を得ながら、みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣の指導、自由時間(遊びなど)の安全指導等にあたります。

異学年の集団の中での生活や遊びなど、多様な体験や活動を通じて児童の創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全育成を図ります。学校や塾とは異なり、学習指導等は行っておりません。

(3) 利用にかかる費用

- ①育成料:月額6,300円(納入方法は、原則として口座振替となります。)
- ②児童クラブ運営会費等(行事やおやつ代等):月額1,500円程度
(保護者主体の運営委員会に納付となります。減免の制度はありません。)

(4) 育成料の減免制度について

- ①減免の対象:次に該当する場合は、申請により、育成料の減免対象となります。

減免の対象	減免額	必要書類(減免申請書+次の各証明書)
ア 生活保護世帯	全額免除	○生活保護受給票(写し)
イ 市民税非課税世帯 (寡婦(夫)控除のみなし適用により非課税となる世帯を含む)	全額免除	○市民税・県民税証明書(原本。世帯全員分) ・4月～6月分の減免申請の場合 →令和2年度市民税・県民税証明書 ・7月～翌年3月分の減免申請の場合 →令和3年度市民税・県民税証明書 (毎年度6月以降発行。6月中に申請が必要です) ※既に児童クラブに在籍中で、令和2年6月以降に最新の市民税・県民税証明書を提出している方は、4月～6月分の減免申請については減免申請書のみ提出してください。
ウ 児童扶養手当受給世帯	半額免除	○児童扶養手当受給証(写し)
エ ひとり親家庭等医療費助成世帯	半額免除	○ひとり親家庭等医療証(写し)

※上記の他にも、保護者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の規定による支援給付を受けている世帯も減免が適用されます。該当する方は、こども・青少年課にお問い合わせください。

※市民税・県民税証明書は、毎年1月1日に住所のあった市区町村で発行されます。大和市の場合、市民課及び各分室、各連絡所等で発行しています。

②申請方法

必要書類を揃え、こども・青少年課でお手続きください。

減免申請をした翌月から減免の適用となります。さかのぼっての減免はできません。

③減免理由の消滅又は減免理由の変更

減免を受けた方が、減免理由に該当しなくなった場合や、減免理由・世帯構成等が変更になった場合は、速やかにこども・青少年課へご連絡ください。

2 入会の要件

(1) 入会対象児童

次の要件をいずれも満たす児童が、入会の対象者となります。

- 大和市に住所を有し、小学校に就学している児童(大和市へ転入予定の児童も申請可能)
- 保護者が就労、疾病その他の理由により、放課後等に健全な育成を受けられない児童
- 保育中に医療行為を必要とせず、集団生活ができる児童

(入会后、児童クラブでの生活の様子により、必要に応じ、今後の保育の進め方についてご相談させていただく場合があります。)

(2) 保護者の就労等の要件

同居している65歳未満の保護者等の全員が、次のいずれかの要件を満たす場合に申請できます。

保護者の状況	要件	注意事項
ア 就労 (内定を含む)	【通年入会】 勤務時間が4時間以上(休憩等を含む)かつ勤務終了時間が原則午後3時以降である勤務日が、日曜日を除き週3日以上あること(土曜日は児童クラブ開所時間内に勤務時間が4時間以上あれば、勤務終了時間は不問) 【夏休み期間のみ入会】 児童クラブ開所時間内に勤務時間が4時間以上である勤務日が、日曜日を除き週3日以上あること	・勤務が夜間のみで放課後の時間に在宅されている場合は、原則、入会の対象にはなりません。 ・求職中の方は申請できません。 ・産休中は申請・在籍は可能ですが、保護者が在宅の場合は利用(登所)ができません。 ・育児休業中の申請(復帰予定日が決まっている場合を除く)はできません。 ・在宅勤務等の方も申請できますが、勤務時間が明記されている証明書等が必要です。
イ 疾病、負傷、障がい	・疾病、負傷、障がい等により、日常の保育が困難であるという「医師の診断書」が出された場合	
ウ 親族の常時介護(看護)	・親族の常時介護(看護)により、日常の保育が困難であると認められる場合	
エ 就業を目的とし、学校又は職業訓練校等に修学	・就業を目的とした修学により、日常の保育が困難であると認められる場合	・就業を目的としない修学は対象となりません。
オ 障がい児者の通学通院等の付き添い	・障がい児者の通学通院等の付き添いのため、日常の保育が困難であると認められる場合	

3 申請に必要な書類と入会の承認等

※申請書には、入会希望日時点の内容をご記入ください。

※消せるボールペンや鉛筆で記入された書類は受付できません。

(1) 申請に必要な書類

各児童クラブ又はこども・青少年課で配布します。⑤口座振替申込用紙以外は、大和市のホームページからダウンロードもできます。

①入会申請書(児童1人につき1枚)

祖父母等と同居している場合は、「同居の家族」の欄に必ず記入してください。

②児童健康等生活調査票(児童1人につき1枚)

受付時に記載内容を確認します。必要に応じ、関連部署と情報共有を図ります。

③保護者の就労等の要件を証明する書類(兄弟姉妹で入会申請する場合は、児童1名分で可)

- ・65歳未満の同居の方(祖父母等)が就労等の要件に該当しない場合は、申請できません。
- ・単身赴任中の保護者の就労証明書は不要です。
- ・複数箇所ですら就労している場合は、全ての就労先の証明書を提出してください。

入会を希望する理由	必要添付書類	注意事項
ア 就労 (内定を含む)	○就労(内定)証明書 (指定用紙。雇用主が証明したもの)	・訂正には、代表者印による訂正印が必要です。 ・申請時点で育児休業等を取得中の方は、就労証明書に復帰予定日を明記してください。 ・不定休(シフト制勤務)の方、夜勤と日勤がある方、日によって勤務時間が異なる方等については、直近2か月分の出勤状況が分かる書類(シフト表の写し、出退勤時間が分かる書類等)を提出してください。 ・個人事業主の場合、ご自身の印で証明いただくことも可能ですが、合わせて開業届や業務委託契約書の写し等、業務実態が分かる書類を添付してください。
イ 疾病、負傷、障がい	○申立書 ○日常の保育が困難であることが分かる書類	○日常の保育が困難であることが分かる書類 ・病名、療養期間、「児童の保育が困難である」という記載のある医師の診断書(写し可)
ウ 親族の常時介護(看護)	○申立書 ○介護(看護)の必要性が分かる書類	○介護(看護)の必要性が分かる書類 ・介護や看護の必要性・頻度・時間等が分かる医師の診断書(写し可)
エ 就業を目的とし、学校又は職業訓練校等に修学	○申立書 ○在学証明書等 ○時間割等	○在学証明書等 ・在学期間の分かるもの(写し可) ○時間割等 ・日中保育ができない時間が確認できるもの(写し可)
オ 障がい児者の通学通院等の付き添い	○申立書 ○学校長等の証明書	必要添付書類以外に、保育ができない時間が確認できる書類等の提出をお願いします。

④同意書(兄弟姉妹で入会申請する場合は、1枚で可)

⑤口座振替申込用紙

複写式のため、市のホームページからのダウンロードはできません。継続入会の場合、以前に登録した口座の利用を希望する方は提出不要です。

⑥減免申請書及び証明類(該当者のみ)(※2頁目～「育成料の減免制度について」参照)

(2) 入会の承認

①入会承認期間

- ・入会承認期間は、年度末(令和4年3月31日)までとします(夏休み期間のみの場合は令和3年8月末まで)。
- ・翌年度、引き続き入会を希望される場合は、あらためて申請が必要です。

②入会承認等の通知

- ・入会審査の上、入会の優先順位が高い児童(低学年)から順次入会を承認します。申込受付の先着順ではありません。承認、保留、不承認のいずれの場合も、結果は文書で通知します。
- ・申請内容が事実と反したものである場合には、審査の対象としません。

③入会の説明

- ・「児童クラブ入会決定通知書」がお手元に届きましたら、入会前に各児童クラブで実施する入会説明会(年度当初の入会者は3月上旬から中旬)に必ず出席いただき、説明を受けてください。
- ・入会説明会以降に入会が決定した場合や年度途中の入会の場合は、保護者が各児童クラブと日程を調整し、必ず事前に入会説明を受けてください。
- ・入会説明会とは別に、全児童の保護者の方に、夏休み説明会(7月上旬から中旬に開催)へ出席していただく必要があります。

④個人カード・防災カードの提出について

「児童クラブ入会決定通知書」に同封されている「個人カード・防災カード」は、必要事項を記入のうえ、入会説明時に各児童クラブに提出してください。児童を安全にお預かりするため、ご理解・ご協力をお願いします。

⑤入会申請を取り下げる場合・入会決定を辞退する場合

- ・入会日より前に「児童クラブ退会届(退会・入会辞退)」を各児童クラブ又はこども・青少年課へ提出してください(入会日より前に提出がなかった場合、欠席扱いとなり育成料がかかります。)

※入会日を変更する場合は、こども・青少年課へご相談ください。

- ・継続入会を希望していた方が、令和2年度の途中退会と令和3年度の入会辞退を同時に希望する場合は、それぞれについて退会届の提出が必要となります。

4 入会を募集する児童クラブ(公設公営及び市からの業務委託)

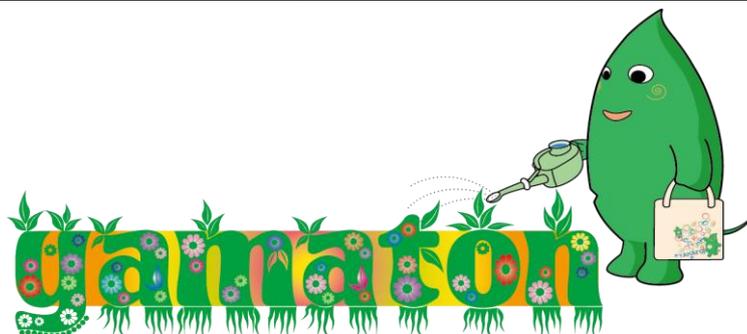
No	クラブ名	所在地	電話番号 (FAX)	該当小学校	
公設 公営 (市 が 運 営)	1	中央林間児童クラブ	中央林間 9-54-1	276-3579	中央林間小
	2	北大和児童クラブ	下鶴間 685	276-8142	北大和小
	3	緑野児童クラブ	中央林間西 5-3-1	276-5175	緑野小
	4	林間児童クラブ	林間 1-5-18	272-1919	林間小
	5	大野原児童クラブ	上草柳 7-4-26	264-7830	大野原小
	6	大和児童クラブ	深見西 8-7-1	264-3321	大和小
	7	大和東児童クラブ	深見 1805	262-3388	大和東小
	8	文ヶ岡児童クラブ	桜森 3-16-31	264-7974	文ヶ岡小
	9	草柳児童クラブ	中央 3-6-1	263-0265	草柳小
	10	深見児童クラブ	深見台 2-9-1	263-8983	深見小
	11	柳橋児童クラブ	柳橋 1-17-7	264-7817	柳橋小
	12	引地台児童クラブ	草柳 3-1-2	261-1914	引地台小
	13	桜丘児童クラブ	上和田 832	269-7339	桜丘小
	14	福田児童クラブ	福田 5-22-1	269-7239	福田小
	15	上和田児童クラブ	上和田 2695	268-8755	上和田小
	16	渋谷児童クラブ	渋谷 7-10	269-7340	渋谷小
	17	下福田児童クラブ	福田 570	269-5216	下福田小
民 営	18	※学童保育レインボークラブ (NPOによる運営)	南林間 9-1-24	276-5525	南林間小
	19	※西鶴間わんぱく児童健全育成 クラブ(父母会による運営)	南林間 1-13-3	276-5612	西鶴間小

※No18、No19の児童クラブについては、市からの業務委託による運営です。

5 その他の民営児童クラブ

市が運営を実施する放課後児童クラブとは、入会条件や運営方法、育成料などの違いがあります。入会等に関する問い合わせは、以下の民営児童クラブへ直接お問い合わせください。

クラブ名	所在地	電話番号	主な対象学区
あさひキッズクラブ	中央林間 4-21-3	208-4111	中央林間小
WARABE キンダーハウス	下鶴間 413-5	273-0038	北大和小
つきみ野学童クラブ HAPPY KIDS CLUB	下鶴間 423-1	283-0660	北大和小
レインボークラブ つきみ野	つきみ野 2-7-4	409-0508	北大和小
地域家族 しんちゃんハウス(南林間)	南林間 7-1-15	275-7955	南林間小
地域家族 しんちゃんハウス(西鶴間)	南林間 6-7-3	207-4693	西鶴間小



6 入会に際して

(1) お預かりについて

- ・新年度は、入学式前の4月1日より預かりを開始します。
- ・保護者または同居している65歳未満の祖父母の方がご在宅の場合は、家族のふれあいという青少年健全育成の観点から、お子さまをお預かりできません。
- ・お預かりする時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間で、原則、私的な用事等、事前に届出された理由以外の用事ではお預かりできません。
- ・シフト制勤務の方は、毎月職場発行のシフト表をご提出ください。

(2) 入会時に用意していただく物(例)

- ① 連絡用ノート(連絡帳・B5)
- ② 上ばき(学校とは別のもの)
- ③ タオル
- ④ 着替え(上着・下着とも上下各1組)
- ⑤ 防災ずきん(学校とは別のもの)
- ⑥ 雑巾(1枚)
- ⑦ その他(各児童クラブより指示されたもの)

※持ち物には、必ず名前を記入してください。各児童クラブごとに用意していただく物は異なります。各児童クラブでの入会説明会(3月上旬又は中旬の一括説明、もしくは随時入会の前)の際に詳しくご説明いたします。

(3) 児童の送迎について

- ・必ず午後7時までにお迎えをお願いします。
- ・児童クラブへの送迎は、児童の安全を考え、保護者又は成人の代理人が行ってください。
- ・やむを得ず別の方がお迎えに来る場合には、連絡用ノート等にて氏名等を事前に児童クラブへ連絡してください。
- ・送迎は、徒歩又は自転車をお願いします。車での送迎は、近隣への迷惑駐車や車同士のトラブルなどになる場合もあるため、禁止しております。
- ・緊急の事情により、お迎え時間を変更する場合は、必ず速やかに児童クラブへ連絡してください。
- ・児童が1人で帰宅できる時間は午後5時までです。なお、日没時間が早くなる冬季等は、日没前には帰宅できるよう、児童が児童クラブを出る時間を早めるようご配慮ください。

(4) 欠席及び早帰りをする場合

①欠席する場合は、必ず次の方法で保護者が児童クラブへ連絡をしてください。

- ・欠席する日が事前にわかっている場合 → 連絡用ノート等で知らせてください。
- ・急に欠席することになった場合は、必ず、電話又はFAXで知らせてください。

②児童クラブを早帰り(早退)する場合も、児童を通じてではなく、必ず保護者が連絡してください。

③習い事等で決まった日時に早退する場合は、事前にその旨を児童クラブに連絡してください。(その都度連絡する必要はありません。)

※欠席や早帰りの連絡がない場合は、保護者の職場等へ、確認のため連絡する場合があります。

※学校を欠席・早退した場合も、別途、児童クラブへの連絡を必ず行ってください。(学校から児童クラブへの連絡はありません。)

(5) 中抜けの禁止

児童クラブに出席した後に塾や習い事等へ行くことはできますが、再び児童クラブに戻ってくることはできません。ただし、放課後子ども教室(ひろば)及び放課後寺子屋やまについては、保護者の同意の上、児童クラブ中の参加が可能です。

(6) インフルエンザ等による学級閉鎖等の場合

学級閉鎖となったクラスの児童は、体調不良の有無にかかわらず、感染拡大防止のため、期間中は児童クラブを利用できません。

(7) 感染症などについて

- ・学校出席停止となる感染症にかかった場合は、児童クラブを利用できません。
- ・夏休み等の長期休業期間中に発症した場合は、児童クラブへ、医療機関の発行する「治ゆ証明書」を提出後に利用可能となります。治ゆ証明書の発行については、医療機関により文書料がかかる場合があります。

【対象となる疾病】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、麻疹(はしか)、風疹(みっかはしか)など。

※感染症であっても、インフルエンザ・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)などの場合には、治ゆ証明書は不要です。

7 変更、退会の届出等について

(1) 変更届

次の場合は、児童クラブ又はこども・青少年課へ「届出事項変更届」の提出が必要です。

- ・入会申請書に記載した内容(住所、電話(携帯電話含む)、家族構成、保護者氏名、児童氏名、就労状況(勤務時間変更・転職・退職等)など)に変更があった場合
- ・就労先が変わった場合、就労状況(就労日数、就労時間)又は休日・休業日が変わった場合(新たな就労証明書の添付が必要です。)
- ・減免事由に変更があった場合は、速やかにこども・青少年課へご連絡ください。

※特別な理由で帰宅路を変更する場合は「帰宅路変更届」が必要になります。

※急病や災害等の対応時に、支援員が保護者の勤務先に連絡しても、転職等で連絡がつかないケースがあります。大切な児童をお預かりしておりますので、勤務先など届出事項に変更が生じた場合は必ず届出をお願いします。

(2) 退会の手続き

児童クラブを退会する場合は、退会日より前に「児童クラブ退会届(退会・入会辞退)」を児童クラブ又はこども・青少年課へ提出してください。

※「児童クラブ退会届(退会・入会辞退)」の提出がないと、欠席扱いとなり育成料がかかります。

※次に該当する場合は、入会承認を取り消す場合があります。

- ・育成料を3か月以上にわたり滞納したとき
- ・入会申請書類に虚偽又は不正があったとき
- ・お迎え時間を継続的に超過する場合や入会要件に該当しなくなった(失業等)とき
- ・育児休暇で在宅となった場合(産休中は申請・在籍は可能ですが、保護者が在宅の場合は利用(登所)ができません。)
- ・支援員による再三にわたる指導や補助支援員の増員を行っても、集団における活動が困難と認められ、他の入会児童に危害等が及ぶおそれがあるとき

(3) 大和市内での転校の手続き

- ・大和市内での転校等により児童クラブを変更する時は、こども・青少年課へご連絡ください。
- ・転校先の児童クラブの空き状況により、空き待ちとなる場合があります。

8 児童クラブでの過ごし方について

(1) 1日の過ごし方(例) ※1日の過ごし方は、各児童クラブによって異なります。

【平日】 開所:放課後(学校の授業終了後) 放課後～14:00 …… 順次登所 登所後～15:30 …… 学習時間 自由遊び 15:30～16:00 …… おやつ・掃除 16:15～19:00 …… 自由遊び 順次帰宅 ○開所時間は学校の下校時間に合わせて、変更します。 ○始業式、短縮授業等の場合は開所が早くなります。	【土曜日、夏休みなど】 開所:8:00 8:00 ～ …… 順次登所 9:00 ～10:00 …… 学習時間 10:00 ～12:00 …… 自由遊び 12:00 ～12:30 …… 昼食 12:30 ～13:00 …… 休憩 13:00 ～15:30 …… 自由遊び 15:30 ～16:00 …… おやつ・掃除 16:15 ～19:00 …… 自由遊び 順次帰宅 ○学習時間には、宿題やご家庭で用意していただくドリルなどを使用します。
--	---

- ・活動場所は、主に児童クラブの部屋や校庭ですが、事前に計画を立てて児童館等へ行くこともあります。
- ・児童クラブは、主に学校の施設を利用して開設しています。そのため、使用にあたっては、学校管理の規則等に従うことになります。よく知っている校舎の中といっても、トイレ、水飲み場などは、決められた所を使います(勝手に他の教室などには入れません。)

(2) お弁当・水筒の用意

学校の休業日又は小学校で給食のない日には、必ずお弁当・水筒を持たせてください。児童クラブは、保育園等と違い調理施設がありません。

【お願い】

- ・土曜日や長期休業期間において、開所時間より前に登所されると児童の安全確保に責任が持てませんので、開所時間に合わせて児童クラブに登所するようご理解、ご協力と児童へのご指導をお願いします。
- ・お金やおもちゃなどは持って来させないでください(学校の学習に必要なのない物も同じです。)
- ・帰宅路については、寄り道をしないで、決まった道(通学路)を帰るようご指導ください。

- ・お家の鍵は、必ずランドセルの中に入れて帰るように、ご家庭でもご指導ください(首にかけるなど、人の目につきやすいところにかけるのは、防犯上危険です。)

9 緊急時の対応について

(1) 学校の避難訓練、集団下校の場合

- ・学校の児童引き取り訓練は、保護者の方が引き取りに行ってくださいようお願いします。児童クラブ職員が、保護者に代わって引き取りを行うことはできません。訓練終了後、児童クラブを利用することは可能です。

(2) 児童の病気、その他の緊急時の場合

- ・児童が発熱(目安として37度以上)や児童クラブでの活動に参加できないような体調不良の場合又は、怪我(病院での受診を必要とする場合)をした場合等には、ただちに保護者宛てに連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。
- ・保護者に連絡が取れない場合には、提出していただいた「個人カード・防災カード」に記入していただいた方に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。緊急時の連絡先の方には、その旨を十分にご理解いただいたうえ、ご提出ください。

(3) 災害発生時等の場合

※災害発生時等の緊急連絡には、児童クラブ PS メールを使用します。受信できるよう必ず登録していただき、メールアドレスが変わった時には登録内容の変更を忘れずに行ってください。

① 災害が発生、又は発生する恐れがある場合は、次のように対応します。

災害の種類 児童のいる場所		地震発生時		その他の災害等 (風水害・警報発令・不審者の発生等)
		市内で震度5弱以上の地震発生又は警戒宣言が発令された場合	左記以外の場合	
児童クラブ		直ちに保護者又は代理人の方が児童クラブへ迎えに来てください。 ※児童は避難所が開設され次第、避難所へ移動します。その場合は児童クラブ入口にその旨の掲示をします。		状況に応じて1人帰りを中止し、保護者又は代理人の方にお迎えをお願いします。
学校	学校が全校児童の保護者に引取りを依頼した場合	児童クラブは開所しません。		児童クラブは開所しません。
	学校が保護者の引取り以外の対応をした場合(集団下校・一斉下校等)	児童クラブは開所しません。		児童クラブは開所しますが、一人帰りを中止し、保護者又は代理人の方にお迎えをお願いします。
自宅		児童クラブは開所しません。		学校があるときは、学校が休校の判断をした場合、児童クラブは開所しません。 学校が休みのとき(土曜日・夏休みなど)は、状況に応じて休所とする場合、前日夜9時までご連絡します。

※上記以外にも、避難勧告・指示の発令など、災害の状況に応じ開所しない場合があります。

※児童クラブでも、毎年10月頃、防災訓練(児童の避難訓練及び保護者等への引渡し訓練)を実施しています。ご協力をお願いします。

② 災害伝言ダイヤルについて

地震などの発生時には、被災地あての通話が集中し、電話がかかりにくくなります。児童クラブではNTTの「災害用伝言ダイヤル」を使って、避難場所等について伝言を録音します。

【再生方法】

- *受話器をとり、局番なしで「171」をダイヤル→(音声ガイダンスが流れます)
→ 再生の場合「2」+「046(〇〇〇)〇〇〇〇(各児童クラブの電話番号)」

③児童の引き渡しについて

- 1 支援員と児童は、一時避難場所(校庭等)で待機します。
※校外で活動中は、近くの公園等で待機することもあります。また、周囲の状況により、広域避難場所へ移動することもあります。
- 2 保護者又は引取り代理人(以下「代理人」といいます。)に児童を引き渡します。代理人による引取りの場合は、運転免許証等で代理人の本人確認をした上で、児童を代理人に引き渡すものとします。
- 3 停電等により交通機関がマヒし、保護者や代理人がどうしても児童のお迎えに来られない場合は、学校か児童クラブで他の児童とともにお迎えを待つなど、適宜対応します。
状況により児童クラブを離れる場合は、移動場所が分かるように児童クラブ入口に貼り紙を掲示します。

10 その他

(1) 傷害保険

- ・児童クラブ内での万一の事故に備えて、市は傷害保険に加入しています(保護者の保険料金の負担はありません)。
 - ・学校から児童クラブへ通うまでの事故、児童クラブから自宅へ帰るまでの事故及び学校休業日かつ児童クラブ開所日で自宅から児童クラブまでの行き帰りの事故について等が適用範囲となり、寄り道をして遊んでいた場合や、登所及び帰宅途中で習い事・祖父母宅等へ立ち寄った場合など、通常の帰宅路から外れる場合の事故は、保険の対象外となります。
- ※小学校の通学路とは異なる経路で帰宅する場合や、一度設定した帰宅路を変更する場合など、「帰宅路変更届」を児童クラブ又はこども・青少年課へ提出してください。

(2) 他の機関との連携

- ・入会時及び日常の指導に利用するため、保育園・教育委員会等の関係機関と、児童を安全にお預かりするために必要な情報共有を図ります。
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待に気づいた時、虐待が疑われる時、虐待の通報が入った時は、速やかに家庭子ども支援センターや児童相談所へ通告する義務があります。

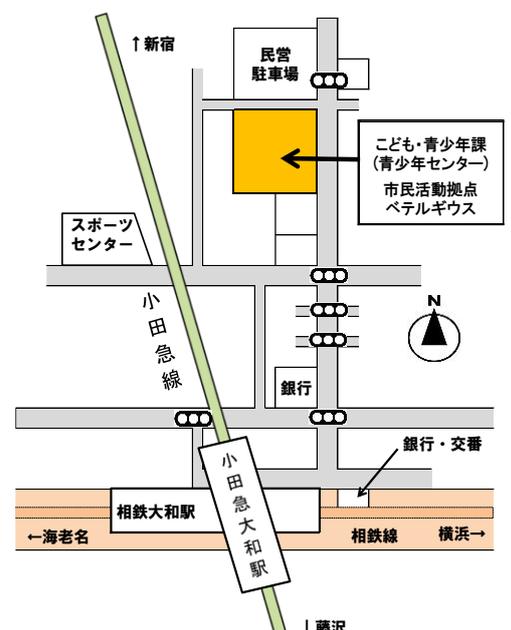
11 問い合わせ先

【大和市 こども部 こども・青少年課】

住所:大和市深見西 1-2-17(市民活動拠点ベテルギウス内)
電話:260-5224(毎月第3月曜日・年末年始は休館)

【各児童クラブ】<日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3)は閉所>

住所、連絡先については、5~6頁の【大和市放課後児童クラブ】及び【その他の民営児童クラブ】のとおりです。



○大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則

平成21年3月30日規則第45号

改正

平成26年9月30日規則第56号
平成27年3月31日規則第19号
平成27年6月30日規則第38号
平成27年9月30日規則第44号
平成30年3月29日規則第25号
平成30年12月13日規則第66号
平成31年3月28日規則第23号
令和2年3月30日規則第9号
令和2年3月30日規則第24号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市放課後児童クラブ事業条例(平成19年大和市条例第43号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童クラブの名称及び定員)

第2条 条例第1条の規定により本市が開設する児童クラブの名称及び定員は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、定員を超えて入会させることができる。

(入会の手続)

第3条 条例第3条第2項の規定により児童クラブの入会承認を受けようとする児童の保護者は、児童クラブ入会申請書(以下「入会申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による入会申請書の提出があったときは、その内容を審査し、入会を承認するときは児童クラブ入会承認通知書により、入会を保留するときは児童クラブ入会保留通知書により、入会を承認しないときは児童クラブ入会不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長が入会を承認する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間で、市長が必要と認める期間とする。

(入会の優先順位)

第4条 入会の承認の優先順位は、第1学年から第6学年までの学年の低い児童の順とする。

2 学年が同じ場合の入会の承認の優先順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年大和市条例第26号)第2条第2項に定めるひとり親家庭の児童又は保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者である児童
- (2) 保護者の疾病又は病弱のため児童の健全な育成を行うことができない家庭の児童
- (3) 保護者がいづれも就労している家庭の児童
- (4) 前3号に定める児童以外の児童

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、入会の承認の優先順位を変更することができる。

(放課後児童支援員の配置)

第5条 児童クラブに放課後児童支援員として、主任支援員、副主任支援員及び支援員を配置することとし、当該職務を担う者として任用する会計年度任用職員をもってこれに充てる。

2 放課後児童支援員の資格要件については、大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則(平成26年大和市規則第62号。次項において「基準規則」という。)第7条第3項の規定を

準用する。

3 放課後児童支援員の数は、支援の単位(基準規則第7条第4項に規定する支援の単位をいう。)ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

(途中入退会における育成料)

第6条 条例第7条第3項の規定により市長が定める育成料は、同条第1項に規定する育成料に、次の表に掲げる入会日、退会日及び入会期間日数に応じて定める徴収率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

途中入会		途中退会		同一月内入退会	
入会日	徴収率	退会日	徴収率	入会期間日数	徴収率
各月の1日から10日まで	3分の3	各月の1日から10日まで	3分の1	1日から10日まで	3分の1
各月の11日から20日まで	3分の2	各月の11日から20日まで	3分の2	11日から20日まで	3分の2
各月の21日から末日まで	3分の1	各月の21日から末日まで	3分の3	21日以上	3分の3

(育成料の減免)

第7条 条例第8条の規定による育成料の減免の額は、条例第7条第1項又は第3項に規定する育成料に、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 保護者が生活保護法による被保護者である場合 100パーセント
- (2) 保護者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている場合 100パーセント
- (3) 保護者又は児童と生計を同じくする者の当該年度分(4月から6月分までの育成料の減免の場合においては、前年度分)の市民税が非課税である場合(当該保護者又は児童と生計を同じくする者が大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則(平成27年大和市規則第39号)第6条に規定するみなし適用者であって、同条の規定により所得等を算定した場合に市民税が非課税相当となる場合を含む。) 100パーセント
- (4) 保護者の属する世帯が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当受給世帯である場合 50パーセント
- (5) 保護者の属する世帯が大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条による医療証の交付を受けている世帯である場合 50パーセント

2 前項の規定により育成料の減免を受けようとする保護者は、児童クラブ育成料減免申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、減免の適否について、児童クラブ育成料減免決定通知書により通知するものとする。

4 育成料の減免を受けた保護者は、第1項各号に定める事由が消滅したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

5 育成料の減免については、第2項の規定による申請があった日の翌月分の育成料から適用する。この場合において、当該減免を受けた保護者は、条例第7条第1項又は第3項に規定する育成料から第3項の規定により決定された減免の額を控除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、育成料として納付するものとする。

(変更の届出)

第8条 入会した児童の保護者は、入会申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに児童クラブ届出事項変更届を市長に提出しなければならない。

(入会承認の取消通知)

第9条 市長は、条例第9条の規定により児童クラブの入会承認を取り消す場合、該当する児童の保護者に対し、児童クラブ入会承認取消通知書により通知するものとする。

(退会の手続)

第10条 条例第10条の規定により児童クラブからの退会を希望する児童の保護者による届出は、児童クラブ退会届によるものとする。

(業務の委託)

第11条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、児童クラブ事業に係る業務を委託することができる。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を営む者であって、同法第34条の8第2項の規定による届出をしていること。

(2) 児童クラブを年間(4月1日から翌年3月31日までをいう。)250日以上開所できること。

(3) 政治的又は宗教的な団体でないこと。

2 前項の規定により委託された者(以下「受託者」という。)は、毎月15日までに前月の活動内容及び前月1日現在の運営状況に係る月報を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、委託業務の適正な遂行のために必要な調査を行い、又は受託者に必要な報告をさせることができるものとする。

(様式)

第12条 この規則の規定により使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第56号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第19号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日規則第38号)

この規則は、平成27年7月1日から施行し、改正後の第7条第1項第3号の規定は、同年4月1日以後の育成料の減免について適用する。

附 則(平成27年9月30日規則第44号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第25号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月13日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第23号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第24号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

児童クラブの名称	定員
	人
大和市中央林間放課後児童クラブ	120
大和市北大和放課後児童クラブ	41
大和市緑野放課後児童クラブ	156
大和市林間放課後児童クラブ	160
大和市大野原放課後児童クラブ	61
大和市大和放課後児童クラブ	76
大和市大和東放課後児童クラブ	43
大和市文ヶ岡放課後児童クラブ	47
大和市草柳放課後児童クラブ	37
大和市深見放課後児童クラブ	37
大和市柳橋放課後児童クラブ	37
大和市桜丘放課後児童クラブ	37
大和市福田放課後児童クラブ	43
大和市上和田放課後児童クラブ	37
大和市渋谷放課後児童クラブ	37
大和市下福田放課後児童クラブ	37
大和市引地台放課後児童クラブ	37
大和市西鶴間放課後児童クラブ	48
大和市南林間放課後児童クラブ	35

別表第2(第12条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	児童クラブ入会申請書	第3条
第2号様式	児童クラブ入会承認通知書	第3条
第3号様式	児童クラブ入会保留通知書	第3条
第4号様式	児童クラブ入会不承認通知書	第3条
第5号様式	児童クラブ育成料減免申請書	第7条
第6号様式	児童クラブ育成料減免決定通知書	第7条
第7号様式	児童クラブ届出事項変更届	第8条
第8号様式	児童クラブ入会承認取消通知書	第9条
第9号様式	児童クラブ退会届	第10条